

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

1. 学校法人会計の特徴

学校法人は、教育研究活動という極めて公益性の高い事業を遂行することを目的としており、この教育研究活動を円滑に遂行するための財政の安定と永続性が求められています。一般企業のように利益獲得を目的としているわけではないため、損益計算を目的とする企業会計では、学校法人の経営状況を把握するのが難いため、営利を目的としない学校の経営状況を把握する為に会計の情報の作成を目的とする学校法人会計による会計処理となっています。

計算書類の作成は、下記の法律によって作成が義務付けられています。

(1) 私立学校法

第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

(3) 私立学校振興助成法

第 14 条 国等からの補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（※）に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類を作成しなければならない。

※文部科学大臣の定める基準＝学校法人会計基準

学校法人会計基準は、国または都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものです。

この基準の内容は、学校法人の特性、すなわち、私立学校の公共性が極めて高く、安定性、継続性が特に強く求められること、このため、営利企業と異なり、剰余が多いほどよいというものではなく、むしろ長期にわたって収支の均衡をとることが求められること等を踏まえたものとなっています。

学校法人会計基準は、昭和 45 年、私立学校の経常的経費に対する国の補助制度が創設されるに当たり、公費により経常費補助を行うためには、当該補助金を受ける学校法人の公共性が一層高められ、適正な会計処理が行われることが前提となることより、統一的な会計処理を行うための基準として、昭和 46 年に制定されたものです。

学校法人会計が作成する計算書類は下記の通りです。

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の教育研究活動に対応するすべての資金の収入・支出の内容を明らかにし、かつ当該会計年度における支払資金のてん末を明らかにするものです。また、活動区分ごとに資金の流れを把握できる附属表として、活動区分資金収支計算書を作成することにより、教育活動、施設整備等活動、その他の活動の 3 つの活動ごとの資金の流れを把握することが可能となっています。これは企業会計のキャッシュフロー計算書に近いものです。

(2) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動における収入及び支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、法人の事業活動を経常的な活動(教育研究診療活動、財務活動、収益事業活動等)と臨時的な活動に区分し収支計算を行うものです。企業会計の損益計算書と類似した計算書です。

(3) 貸借対照表

年度末における資産、負債、純資産の内容及び在り高を明示し、学校法人としての財政状況を明らかにするものです。一般企業の貸借対照表の多くは、流動性配列法(短期的に使用する流動資産・流動負債を上位に記載する方法)で作成されますが、学校法人の主な資産は、校地・校舎などの固定資産が占めるので固定資産・固定負債を先に表示する固定性配列法で作成されています。